

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、①利用限度額10万円以下のクレジットカード等の交付・付与時には、指定信用情報機関への信用情報の照会義務（割賦販売法第30条の2第3項）及び基礎特定信用情報の登録義務（同法第35条の3の56第2項及び第3項）を免除すること、②クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合には、支払可能見込額調査義務（同法30条の2第1項）を免除すること、③クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務も免除すること等の規制緩和策を提案し、検討している。

近年、インターネット取引や店頭取引において、多種多様なキャッシュレス決済手段が登場している。決済手段の多様化は、消費者にとっても利便性が高まる側面があることは確かであろう。

しかしながら、インターネット取引やスマートフォンの急速な普及により、キャッシュレス決済を利用して商品やサービスを購入する機会が格段に増えていることに伴い、各種決済からクレジット決済へと抵抗感なく移行するなどした結果、過剰な債務を負担する等のリスクが高まっている。キャッシュレス化社会においては利便性だけにとらわれるのではなく、消費者が保護され安心安全に利用ができる制度的基盤を構築することがなによりも重要である。

特に、2022年4月施行の民法改正により成年年齢が18歳に引下げられることから、若年者の多重債務や消費者被害の増加が懸念されている。たとえ、少額サービスであったとしても、複数サービスの利用が重複し得ること等からすると、安易なクレジット過剰与信規制の緩和は極めて危険である。

指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び与信情報の登録義務は、多重債務防止のためのクレジット過剰与信規制の実効性を確保するために導入されたものであり、わが国の安心安全なクレジットシステムを支える重要な制度的基盤の一つであって、キャッシュレス決済の進展に向けた技術やデータの利用を図る施策を行う際も、引き続き堅持すべきである。

また、支払可能見込額調査義務も、消費者の経済的破綻を防止するために設けられた重要な制度的基盤の一つである。仮にこれに代替するクレジット会社独自の「技術やデータを活用した与信方法」を許容する場合であっても、クレジットカード会社の債権回収や貸倒防止の観点のみからではなく、消費者の経済的破綻を招かないための措置が必ず講じられる必要があるが、この点についての議論も十分になされているとは思われない。

よって、当会は、クレジット過剰与信規制の緩和に反対する。

なお、クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」については、具体的な内容は必ずしも明らかではないが、審査の適正性の事前事後の客観的な検証が可能であるか、個人情報に不当に利用されプライバシー権が侵害され、あるいは不当な差別を招く懸念はないか、誤ったと思われる与信審査がなされた場合のクレジットカード会社による説明と消費者による是正の機会が確保されているか、そもそも人間が関与しないA Iのみによる審査と排除がどの範囲で社会的に許容されるのかについて社会的な合意が形成されているかなど、なお慎重に検討をすべきである。

2019年（令和元年）7月17日

兵庫県弁護士会

会 長 堺 充 廣